

小牧市地域防災計画の修正の要旨

I 地域防災計画の修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされており、市町村の条例で定めることとされている（災害対策基本法第16条）。

なお、その所掌事務は小牧市防災会議条例で定めている（小牧市防災会議条例第2条）。

II 主な修正内容

1. 令和6年能登半島地震を踏まえた航空機等の輸送に係る修正

令和6年能登半島地震では、各地で道路が途絶したことから、災害応急対策を実施する関係機関の救助・救出活動や孤立集落への物資輸送などに当たって、機動力のあるヘリコプターが効果的に活用された。

これを踏まえ、災害時の緊急輸送について、ヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段の機動的かつ効果的な活用について表記を整理した。

なお、令和6年能登半島地震を教訓とした計画の修正については、国の検証等を踏まえ、適時実施していく。

（参考）令和6年1月30日付消防災第14号消防庁国民保護・防災部防災課長通知

<修正箇所>

- 地震編 第2編 第9章 第4節 防災活動拠点の確保等
第3編 第7章 第1節 医療救護

<新旧対照表>

- 地震編 p 8、14

■地震編

現行（令和5年11月修正）	修正案
第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等
1 市及び県における措置 （略） なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものと <u>する（追記）</u> 。	1 市及び県における措置 （略） なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものと <u>し、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u>

現行（令和５年１１月修正）	修正案
第１節 医療救護	第１節 医療救護
１０ 医薬品その他衛生材料の確保 (略) (7) 市は、 <u>通常の輸送体制がとれない場合は、</u> ヘリコプター等による空輸を、県、警察又は 自衛隊に要請する。 (略)	１０ 医薬品その他衛生材料の確保 (略) (7) 市は、 <u>緊急輸送手段としてヘリコプター等 の航空機の活用が有効と考えられる場合に は、</u> ヘリコプター等による空輸を、県、警察 又は自衛隊に要請する。 (略)

2. 防災基本計画の修正を踏まえた修正について

(1) 災害中間支援組織との連携

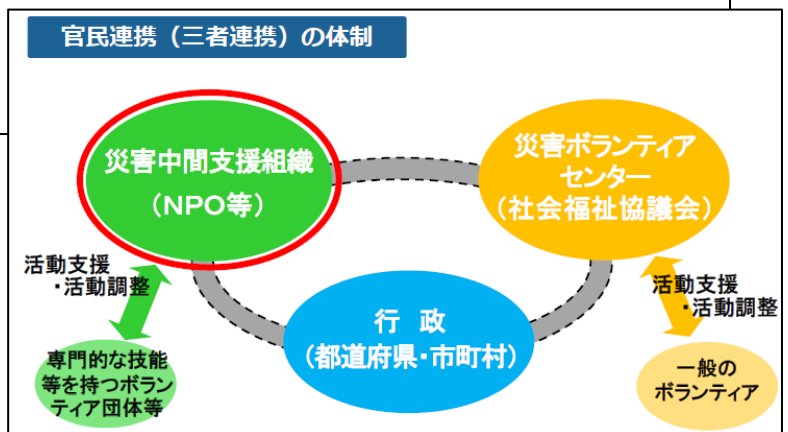
災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築や、同組織の育成及び災害ボランティアセンターの運営を支援する者（社会福祉協議会等）との連携について追記する。

<修正箇所>

- 風水害等編 第２編 第１章 第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携
- 地震編 第２編 第１章 第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 1
- 地震編 p 1



■風水害等編

現行（令和５年１１月修正）	修正案
第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携
１ 市における措置 <u>(追記)</u> 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、婦人消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、市等防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>(追加)</u>	１ 市における措置 <u>(1) 防災関係団体ネットワーク化</u> 市は、自主防災組織がNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、婦人消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>(2) 災害ボランティア支援センター</u>

現行（令和５年１１月修正）	修正案
(1) 自主防災組織の推進 (略) (2) 防災ボランティア活動の支援 (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を<u>図り（追記）</u>、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (3) 連携体制の確保	<u>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、小牧市地域防災計画等において、災害ボランティア支援センターを運営する者（小牧市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティア支援センターの設置予定場所については、小牧市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> (3) 自主防災組織の推進 (略) (4) 防災ボランティア活動の支援 (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を<u>図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u>、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (5) 連携体制の確保

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(2) 所有者不明土地の活用

相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下などにより、所有者不明土地の増加が見込まれる中、所有者不明土地対策の更なる推進に向け、法改正が令和４年１１月１日施行された概要を追記する。

<修正箇所>			
■風水害等編	第２編 第６章 第２節	防災上重要な都市施設の整備	
■地震編	第２編 第３章 第２節	防災上重要な都市施設の整備	
<新旧対照表>			
■風水害等編	p 3		
■地震編	p 4		

■風水害等編

現行（令和５年１１月修正）	修正案
第２節 防災上重要な都市施設の整備	第２節 防災上重要な都市施設の整備
実施担当 都市計画課、都市整備課、みどり公園課、区画整理課、 <u>(追記)</u>	実施担当 都市計画課、都市整備課、みどり公園課、区画整理課、 <u>用地課</u>
１ 市における措置 (1) (略)	１ 市における措置 (1) (略)

現行（令和５年１１月修正）	修正案
(2) (略) <u>(追加)</u>	(2) (略) <u>(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> <u>県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(3) 通信手段の確保

災害発生時の応急対策活動等を円滑に実施するため、デジタル化の促進や連携体制の構築を追記する。

<修正箇所>	
■風水害等編	第２編 第７章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
■地震編	第２編 第５章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 4
■地震編	p 4

■風水害等編

現行（令和５年１１月修正）	修正案
第７章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第７章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
６ 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市町村及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策 <u>(追記)</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	６ 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市町村及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、 <u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(4) 避難所の指定・整備

障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のための福祉避難所の整備及び避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に関する内容を追記する。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第9章 第1節 避難所の指定・整備等
- 地震編 第2編 第7章 第1節 避難所の指定・整備等

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 5
- 地震編 p 5

■風水害等編

現行（令和5年11月修正）	修正案
第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等
1 市における措置 (2) 指定避難所の指定 (略) <u>カ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u> キ（略） ク（略） <u>(追加)</u>	1 市における措置 (2) 指定避難所の指定 (略) <u>((3) に統合)</u> カ（略） キ（略） <u>(3) 福祉避難所の整備</u> ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。 イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達

現行（令和５年１１月修正）	修正案
(3) 避難所が備えるべき設備の整備 （略） (4) 避難所の破損等への備え （略） (5) 避難所の運営体制の整備 （略） イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。<u>（追記）</u>	<u>手段の確保に努めるものとする。</u> ウ <u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> エ <u>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> オ <u>市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 （略） (5) 避難所の破損等への備え （略） (6) 避難所の運営体制の整備 （略） イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

（５）要配慮者支援対策

要配慮者に対しての個別避難計画作成におけるデジタル技術の活用を積極的に検討することを記載する。また、県及び名古屋地方気象台による取り組みの支援を追記する。

＜修正箇所＞

■風水害等編	第2編 第9章 第2節	要配慮者支援対策
■地震編	第2編 第7章 第2節	要配慮者支援対策

＜新旧対照表＞

■風水害等編	p 7
■地震編	p 7

■風水害等編

現行（令和5年11月修正）	修正案
第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策
1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (4) 避難行動要支援者対策 (略) ウ 個別避難計画の作成等 (ア) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 <u>(追記)</u> (略) <u>(追記)</u>	1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (4) 避難行動要支援者対策 (略) ウ 個別避難計画の作成等 (ア) 個別避難計画の作成 市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 <u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (略) <u>(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援</u> <u>県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。</u>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

3. 愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画の改定に伴う修正について

緊急輸送道路ネットワーク計画とは、災害直後からの避難・救助をはじめ、物資供給

等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線（緊急輸送道路）のネットワーク計画のことで、災害対策基本法に基づき地域防災計画に位置付けられるものである。

従来の第1次又は第2次緊急輸送道路から、人名救助活動や道路啓開を行う重要な防災拠点までの区間（ラストマイル）を第3次緊急輸送道路として新たに指定する。

※人名救助活動や道路啓開を行う重要な防災拠点

- ・国、県、市町村長、自衛隊、警察、消防、港湾組合、有料道路事業者等の緊急車両を有する行政機関
- ・愛知県広域受援計画に定められた災害拠点病院（小牧市民病院）、地域内輸送拠点等

<修正箇所>

■地震編

第2編 第2章 第2節 交通関係施設等の整備

<新旧対照表>

■地震編

p 3

【第3次緊急輸送道路の指定例】



重要な防災拠点
までの区間

4. 災害ケースマネジメント

県及び市町村が、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組である「災害ケースマネジメント」等の仕組みの整備及び実施に努めることについて追記する。

<修正箇所>

■風水害等編

第2編 第9章 第2節 要配慮者支援対策

■地震編

第2編 第7章 第2節 要配慮者支援対策

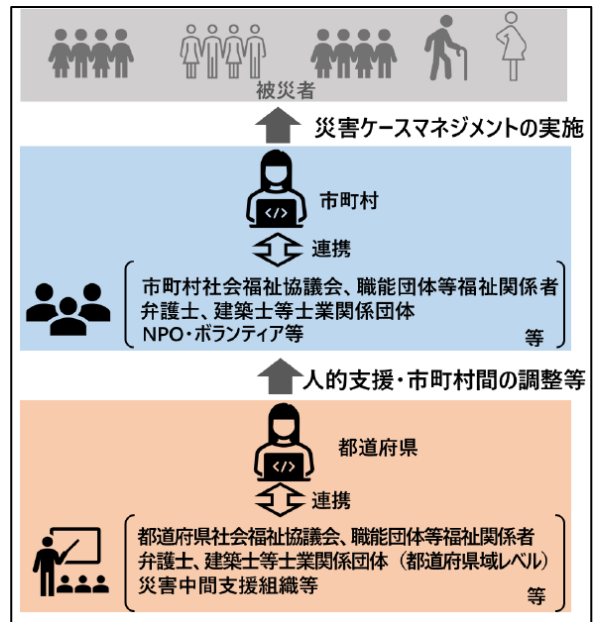
<新旧対照表>

■風水害等編

p 7

■地震編

p 8



現行（令和５年１１月修正）	修正案
第２節 要配慮者支援対策	第２節 要配慮者支援対策
実施担当 要配慮者対策は、以下の区分による。⁴ 障がい者・高齢者：福祉総務課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、介護保険課⁴ 外国人：多文化共生推進室⁴ <u>（追記）</u>⁴ １ 市及び社会福祉施設等管理者における措置 （略） （４）避難行動要支援者対策 （略） ウ 個別避難計画の作成等 （略） <u>（追記）</u>	実施担当 要配慮者対策は、以下の区分による。⁴ 障がい者・高齢者：福祉総務課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、介護保険課⁴ 外国人：多文化共生推進室⁴ <u>災害ケースマネジメント：関係各課</u>⁴ １ 市及び社会福祉施設等管理者における措置 （略） （４）避難行動要支援者対策 （略） ウ 個別避難計画の作成等 （略） <u>（７）災害ケースマネジメント</u> <u>県及び市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。